

I 大阪大学法学研究科外部評価委員会
(平成 25 年 3 月 14 日)
参考) 事前配付資料

大阪大学法学研究科外部評価委員会

開催日時： 平成25年3月14日（火）午後5時30分～午後8時
場 所： 大阪大学大阪大学会館2階 会議室

出席者

(外部評価委員)

大阪府危機管理監	幸田 武史 氏
総務省情報流通行政局郵政行政部長	鈴木 茂樹 氏
みずほパートナーズ法律事務所 弁護士	内藤 欣也 氏
公益社団法人関西経済連合会理事	藤原 幸則 氏
京都大学大学院法学研究科長	村中 孝史 氏

(大阪大学大学院法学研究科)

研究科長	竹中 浩
副研究科長	高田 篤
副研究科長	大久保 規子
法学研究科教務委員会委員長	高井 裕之
法学部教務委員会委員長	高橋 明男
附属法政実務連携センター長	岡本 登
教授	三成 賢次
司会 外部評価担当委員	林 智良

(大阪大学大学院高等司法研究科)

研究科長	谷口 勢津夫
副研究科長	三阪 佳弘
外部評価担当委員	水谷 規男

(大阪大学大学院国際公共政策研究科)

国際公共政策学科副学科長	大久保 邦彦
--------------	--------

(法学研究科・高等司法研究科事務部)

庶務係長	丸山 敬太
庶務係主任	前島 良信

内容：事前配付資料にもとづき、法学部及び法学研究科の現況（部局の使命等・自己点検評価体制・同報告書を中心に）、外部連携及び学生支援について、大阪大学側から説明を行った後、外部評価委員との間で意見交換を行った。以下はその議事録である。

大阪大学法学研究科外部評価委員会 議事録

平成25年3月14日(木)

【林】 それでは、定刻になりましたので、本日の大阪大学法学研究科外部評価委員会を開催いたしたいと思います。私、評価を担当いたしております法学研究科教授の林と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

早速ですが、本日は、議事次第にありますようにまず研究科長よりあいさつをいたしまして、大きな柱としまして概要説明に続き、自己点検、自己評価とその評価活動の中での位置づけ、それから、外部連携、学生支援等について委員の皆様のご意見、お知恵をいただきたいと考えております。後半は、お食事をお配りいたしまして、質疑応答、意見交換ということで、大阪大学法学部、法学研究科へのエールとフリートークというふうなことで時間をとらせていただいております。そういう形で進めさせていただきたいと思います。

それでは、早速ですが、まず研究科長の竹中浩より一言委員の皆様にごあいさつを差し上げたいと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

【竹中】 本日は、お忙しい中、またお寒い中、法学研究科の外部評価委員会懇談会にお越しく度しましてどうもありがとうございました。厚くお礼申し上げます。懇談会を開始するに当たりまして、一言ご挨拶をさせていただきます。

現在、大学、特に法学系の教育研究機関を取り巻く環境には非常に厳しいものがあります。国の財政が厳しくなるにつれて運営費交付金の削減が進んできましたし、少子化で大学の入学者が少なくなったという事情もあります。それから、ロースクールで盛り上がりました法学部人気に陰りが見えているように見受けられることもあります。我々の力に余る、我々だけではいかんともしがたい問題が数多くありますけれども、しかし、我々としてできることはやっつけていかなければならないと考えております。

この平成25年は、法学部が法経学部から分離して法学部としてスタートしましてから60年、還暦です。次の60年に向かって踏み出すために我々として何をなすべきなのか、我々が必要だと考えてやっていることは果たして適当なのかということについて、絶えず顧みていかなければいけないと思います。

本日はそのためのまたとない機会であると認識しております。現在我々がやっていること、やろうとしていることにつきまして、各界で活躍しておられる委員の皆様方に忌憚のないご意見をいただき、また評価していただく場です。厳しい評価でも結構です。我々、それを生かしてまいりたいと思いますので、よろしく願いいたします。

それでは、まず出席者の皆様の紹介をさせていただきます。五十音順で紹介させていただきますので悪しからずご了承ください。

まず、大阪府の危機管理監でいらっしゃいます幸田武史委員。

【幸田委員】 大阪府の幸田でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

【竹中】 それから、総務省情報流通行政局郵政行政部長の鈴木茂樹先生です。

【鈴木委員】 鈴木でございます。よろしくお願いいたします。

【竹中】 弁護士で、大阪弁護士会副会長でいらっしゃいます内藤欣也先生です。

【内藤委員】 内藤です。いつもお世話になっております。よろしくお願いいたします。

【竹中】 それから、京都大学大学院法学研究科長でいらっしゃいます村中孝史先生です。

【村中委員】 村中でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

【竹中】 それでは、こちらのほうです。私が法学研究科長の竹中でございます。

こちらが高田篤教授です。副研究科長で、学務担当でございます。

【高田】 高田でございます。よろしくお願いいたします。ありがとうございます。

【竹中】 大久保規子教授。

【大久保（規）】 よろしくお願いいたします。

【竹中】 同じく副研究科長で、管理運営担当でございます。

それから、こちらが高井裕之教授。

【高井】 高井でございます。よろしくお願いいたします。

【竹中】 研究科のほうの教務委員長をしてもらっております。

それから、高橋明男教授。

【高橋】 高橋でございます。よろしくお願いいたします。

【竹中】 学部のほうの教務部長をお願いしております。

それから、岡本登教授。

【岡本】 岡本です。よろしくお願い申し上げます。

【竹中】 後ほど触れます附属法政実務連携センターのセンター長をお願いしております。

それから、三成賢次教授。

【三成】 三成です。よろしくお願いいたします。

【竹中】 法学研究科の運営委員会のメンバーでございます。

それから、林智良教授です。

それから、本日は、後ほど触れますけれども、法学研究科と一体となって教育研究を行っております高等司法研究科の執行部の先生方にも来ていただいております。

谷口勢津夫研究科長。

【谷口】 谷口です。よろしくお願いいたします。

【竹中】 それから、副研究科長の三阪佳弘教授。

【三阪】 三阪です。どうぞよろしくお願いいたします。

【竹中】 三阪教授は高等司法研究科の教授でありますけれども、後で法学研究科の学生支援の報告をお願いすることになっております。

それから、水谷規男教授です。

【水谷】 水谷です。よろしくお願いいたします。法学研究科と同じように副研究科長、学務担当と管理運営担当と、三阪先生が学務担当、私が管理運営担当となっております。よろしくお願いいたします。

【竹中】 それから、法学研究科と一緒に法学部の教育を担当しております国際公共政策研究科所属で、国際公共政策学科の副学科長であります大久保邦彦教授。

【大久保（邦）】 大久保です。よろしくお願いいたします。

【竹中】 以上でございます。よろしくお願いいたします。

【林】 それでは、本来外部評価委員会の内規では委員の互選ということでありまして、もしご異論が

ありませんでしたら、大学の運営に長らく本務としてかかわっておられる村中委員に委員長をお願いしたいと思うのですが、よろしゅうございますでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

【竹中】 では、村中委員、よろしくお願ひいたします。

【村中委員長】 それでは、僭越でございますが、ご指名でございますので務めさせていただきます。

それでは、議事次第でございますように、まず最初に法学研究科の、それから法学部の諸活動についてということで、竹中研究科長から総括的なご報告をよろしくお願ひいたします。

【竹中】 それでは、最初に説明をさせていただきます。

特にこの説明のための資料等は用意してございませんので、Handai Law Letterの一番新しい3号、これを適宜ご参照いただければ幸いです。

大阪大学の法学・政治学系の教育研究体制の特徴の1つは、それが複数の部局によって担われているということです。法学・政治学の専門家が法学研究科、高等司法研究科、国際公共政策研究科という3つの研究科に属しております。それぞれの研究科が固有の機能を果たしながら、緊密に連携し合い、協力し合って、全体として大阪大学の法学・政治学の教育研究の発展に務めているという事情がございます。

もちろん、法学・政治学の専門家が複数部局に分かれて所属しているということについては長短ありまして、相互の連携がうまくいっている時には、それぞれの研究科が強みと個性を生かしながら全体として発展することができるわけですが、関係が円滑にいかないと、相互に活動を阻害し合って全体として停滞もしくは後退するということもあり得るわけです。

幸いなことに大阪大学の法学・政治学系の場合は、歴代の研究科長の努力もありまして、部局間の安定した関係が築かれているということが言えるかと思ひます。特に法学研究科と高等司法研究科は緊密な協力関係をつくっておりまして、国際交流、学生支援、研究推進といった分野については共同で室というものをごらんいただきます。このLaw Letterの例えば5ページ、6ページ等をごらんいただくとよいかと思ひますけれども、こういった教育研究、国際交流といった、本来的な分野（と申しますとちょっと語弊があるかもしれませんが）、もともと法学系の教育研究機関が自分たちの仕事であると考えて担ってきた分野につきましては、いささか自画自賛ではありますが、着実な発展が見られると考えております。

教育に関しましては、先ほど申しましたように5年前に国際公共政策学科を新設しまして、法学科と合わせて2学科の体制で250人という、国立大学としてはかなりの数の学部生を受け入れているわけですが、教育の成果は着実に上がっているものと理解しております。大学院の前期課程につきましても、これは重点化した時にかなりの数の定員を設けたわけですが、幸いなことに定員割れを起こすこともなく、順調に学生を受け入れているということが言えるかと思ひます。

若干問題があるとすれば、研究者養成に携わる後期課程です。研究者養成は、現在、大学の法学系の教育機関全体にとって非常に大きな問題になっております。これに悩んでいるという点では大阪大学の場合も例外ではありませんけれども、それでも着実に若い研究者を育てているということは言えるのではないかと思ひます。

教員の側の研究でありますけれども、最近若い非常に優秀な研究者が集まってくるようになったと考えております。法学研究科の特徴は、教員の出身大学が比較的多様なことでありまして、いろいろな学問的雰囲気を持った研究者が集まっており、自由闊達な研究環境があります。最近では科研の採択率も上昇して

まいりましたし、研究業績も大阪大学の教員として恥ずかしくないものになってきたと考えております。

11ページの新聞紹介のところに教員の研究業績の一部が出ておりますけれども、さまざまな形で刊行助成等を行っていることもありまして、教員の研究業績の発表という点でも他大学と比べて見劣りのしないものになってきているのではないかと思います。

国際交流につきましても、非常に多くの成果を生んでおります。特に従来活発でありましたドイツとの研究交流につきましても、これはLaw Letterの中で大きく取り上げてございますけれども、昨年、隣におります高田教授が6月にジーボルト賞という非常に名誉ある賞を受賞したことで、一層弾みがついたということが言えるかと思います。

研究推進や国際交流は、専門職大学院であります高等司法研究科にとりまして、単独で担うことが比較的難しい分野ですので、法学研究科と高等司法研究科が協力して行うことで、双方にとって非常にプラスに働いているということが言えるかと思います。

以上のように、研究科本来の分野といいますか、我々が通常大学の法学系の教育研究機関で担うべきであると考えてきた分野には着実な発展が見られます。それもありません、最近では残された重要な分野といえますか、あるいは近年特に重要性が認識されるに至っている分野について着手できるようになってきたと考えております。それが、本日、個別にこの後ご報告させていただく評価であり、そして外部連携です。大阪大学では驚田前総長以来、社会学連携という言い方をしておりますけれども、大学の外との連携です。それから、もう1つが学生支援。この3つは、正直申しまして、従来、法学研究科がどちらかという苦手としてきた分野です。けれども、現在、徐々にではありますがさまざまな取り組みを進めております。それについて今回ご報告させていただきたいということです。

評価というのはさまざまな形で試みられております。自己評価、あるいは学生による授業評価、あるいは教員が学生のパフォーマンスを評価する成績評価。評価という言葉は最近大学では流行のように頻繁に用いられているわけですが、どの程度客観的な評価が可能かということになりますと、まだまだ我々としては十分な経験がない。そして、評価として行われていることも不十分な面が少なくないわけであり、外部連携あるいは学生支援といった面につきましても、従来の法学・政治学研究者——いわゆる研究者教員だけではどうしても限界があるわけです。

こういった評価、それから外部連携、学生支援といったことに関しましては、法学研究科と協力して教育研究を進めております高等司法研究科は明らかに先行しています。評価や学生支援に積極的に取り組むというのは専門職大学院としての高等司法研究科の性格からして当然のことでもありますけれども、高等司法研究科の取り組みというのは、全国のロースクールの中でもかなり先進的なものであると考えております。外部連携という点でも、やはり実務家教員を受け入れている高等司法研究科には、実務法曹との緊密な協力を構築するという点で一日の長がある。そして、着実に実績を積み重ねてきています。

先ほど申し上げましたように法学研究科と高等司法研究科というのは共同で室を運営しておりますけれども、なかでも評価室、それから学生支援室というのは、高等司法研究科の経験あるいはさまざまな試みの成果を法学研究科に移転する上で重要な役割を果たしていると考えます。本日、評価について報告する林教授は法学研究科の教員ですが、本日の林教授の報告、ご説明の中には、高等司法研究科の経験に学ぶところが少なくないわけであり、それから、また、学生支援について本日報告させていただく三阪教授はそもそも高等司法研究科の教員です。

外部連携と学生支援というのは今日では非常に深いかわりを持っております。昨今の厳しい経済情勢

もありまして、学生支援の中でも特に就活支援が非常に重要な課題となっております。この面で同窓会の果たす役割は非常に大きなものがございます。先ほど申し上げましたように、平成25年は法学部が法経学部から分離して60周年という記念の年でありますけれども、法学部同窓会にとっても60周年の記念すべき年であります。過去の60年というのは、法学部と法学部同窓会が手を携えて歩んできた60年であると言うことができると思います。

きょうは内藤先生にもお越しいただいておりますけれども、従来法学部同窓会の柱というのは法曹でございました。長年法学部が培ってまいりました大阪、関西の法曹界とのきずなが、現在、高等司法研究科の学生支援にとっても大きな資産になっています。これを法曹以外の分野——官公庁や民間企業といった、我々がこれまでそこで勤めたいと考えている学生に対して十分支援をしてこられなかった分野に、法曹界との間で培ってきた協力の形を広げていくというのが、現在、三阪教授を中心に学生支援室が取り組んでいる課題です。

最後に、少し時間を超過して申しわけございませんが、附属法政実務連携センターについて一言触れさせていただきます。附属法政実務連携センターというのは、法学研究科にとりまして外部連携の重要な窓口です。これは平成13年の4月に発足したもので、発足以来、内部の教員がセンター長を務めてまいりました。しかし、どうしても内部の教員ですと限界がある。社会とのパイプの太い教員もいるわけですが、専門分野による制約がございまして、交流の分野が限られます。そこで、最近では中央省庁出身の教員にセンター長を務めてもらっています。中央省庁出身の教員というのはいわゆる研究者教員にはないさまざまなパイプを持っていることもありまして、センターの活動の幅が随分と広がってきたと感じております。徐々にではありますが、外部連携の形が見えてきました。本日は、岡本教授にその活動の一端を報告してもらいたいと思います。

以上、簡単に法学研究科の現状と課題について紹介させていただきました。それでは、どうかよろしくお願いいたします。

【村中委員長】 どうもありがとうございました。

それでは、続いて、自己点検・自己評価について、林教授のほうからお願いします。

【林】 それでは、着座のままご報告をさせていただきます。

お手元にありますが、パワーポイントのスライドを。

ごく簡単なものですが、全部で5枚のスライドを用意いたしまして、それを核としながら順次ご説明申し上げたいと思っております。

まず、1枚目は表紙ということでございます。

私のご報告の内容は、法学研究科が行っております評価の実施体制、主体と、それから実際の活動のあらまし。この中には、今回、先生方、委員の皆様にご集まいただきましたこの外部評価も重要な柱なんですけれども、その体制についてお話をさせていただきます。

評価、既に研究科長からコメントがありましたように、おそらく社会からいろいろ経済的な支援を受け、公金を使い、あるいはもちろん学生、それからその父兄からサポートを得て、大学というのは研究教育、社会貢献を行っているわけですが、その場合、研究教育、社会貢献の活動の水準をみずから上げていく、そういう手段として評価というものにいろいろ試行錯誤しながら取り組んでいるというものであろうと思います。そういう非常に大きな枠組みになりましたけども、本法学研究科及び法学部もその大きな枠の中にありまして、みずからを評価して、より水準を上げていくということを行っているわけでありまして、

それにつきましては、まず主体、どこがやっているかということなんですけれども、もちろん外部に学位授与評価機構という独立行政法人がありまして、そこが最終的な評価をしたりするわけなんですけれども、ミクロなうちの研究科・学部でいきますと、もっぱらそういう研究科長、副研究科長、これは仮に執行部とつけていましたけれども、そういうところのもとに各分野からプラス5人の委員が出て運営委員会というものを構成すると。そこがもっぱらみずから評価を行い、また、外部のお知恵をいただくということになっております。ここで評価室という、既にイメージはお持ちだと思うのですが、法学研究科、高等司法研究科合同のそういう組織を置いて、私は評価室の室長ということで務めさせていただいております。

2つ飛んで、この俗にいうポンチ絵ですか、イメージ図なんですけれども、もちろん一番マクロなところでいきますと、ここに公の負担をしてくださる国民一般、あるいは父兄、学生という、そういう存在をバックに考えながら、最近の大学の法人化の流れを受けて、法改正を受けて独立行政法人大学評価・学位授与機構というものが置かれ、かつ新しく国立大学法人となった各大学は各種の評価を行うということになっております。

一応これは学内の機構図で、ちょっと白いバックに負けますけれども、大学の本部にそういう企画・評価担当の理事と、そのもとの事務機構があり、そのもとであるわけですが、いろいろ各種の調整をしながら評価の一部事業は行っていくわけなんですけど、その時に法学研究科と高等司法研究科が室員を出し合ってその評価室をつくり、ここが統一した評価の実施方針を決め、その統一された方針のもとでそれぞれの研究科が各種の評価を行うと。

各種と申しましたけど、大きな柱で、どんなものがあるかということで、1つは、既に新聞とかにも載ってましてわかりますように、6年間のスパンでやります中期計画と、その個々の年度を構成する年度計画と、それに対する達成状況評価、そういうものがございます。これは既に第1期が平成16年から21年度で終了しまして、その結果が出た時は新聞等のメディアでも報じられたところでありまして。その結果につきましては、全学各大学レベル、各学部レベル、それぞれ学位授与評価機構のホームページで確認することができるわけでありまして。

それと並びまして、法学研究科も関連しますのが7年度ごとの機関別認証評価、これも法的枠組みを得て、しっかりしかるべき教育・研究の内容をしているかどうかについてやっぱり認証評価を行うと。これも主体は学位授与評価機構ということになります。

この2つは非常に大きなレベルなんですけれども、こういった大きなマクロな枠を受けまして、ミクロなところでは法学研究科と高等司法研究科、両研究科は平成20年度より毎年、まず各教員のレベルの自己評価ということを進めてまいりました。教育・研究・各社会貢献についてみずから毎年顧みて、その結果をホームページで公表するというのをいたしております。

これにつきましてはサンプル、匿名の枠だけをつくれればよかったんですが、とりあえず1枚物で、こんな論文を書いた、外国でこんな講演をした、地方の町の審議委員を務めたみたいな、そういったことを書いております。

これが教員レベルなのですが、それに加えて今回初の試行ということで、委員の皆様事前にお手元にお届けしましたけれども、法学部及び法学研究科の現況というホッチキスどめで十三、四枚程度の紙がございます。これで約半年をかけまして、運営委員会レベルで承認を得て、法学部、法学研究科の各種活動のみずから顧みるということをやっております。

ここで屋上屋をかすような印象があるかもしれませんが、本部、さらには学位授与評価機構と直接つな

がっております中期計画、年度計画というのは、これは枠組みがしっかり決まっております、中期計画につきましてはこの法学部及び法学研究科の現況ということで最初のほうに収めておりますけれども、こちらのほうはどうしても毎年、すごく達成できれば、予想以上に達成できれば4、普通に達成できれば3みたいな形でかちかちと決まってくるものであります。それに対して、もう少し広い形でみずからの評価を考えていくと、かつ法学研究科独自のものとして自浄していくということで、ニュアンスと目的、方向性が違っております。これは最終的には認証評価につながっていくものでもあります。組織データの自己評価という事業は。

こちらの自己評価というものにつきまして、自己点検報告という形でこの冊子のほう、資料3という四角括弧の中に書いております。この資料は、今回時間が限られておりますので詳細に述べることはいたしません、目次を見ていただきますとわかりますように、本来の目的と組織から研究、教育、それから外部連携及び社会貢献、その後、教育活動を磨くFDと大学業界で言っておりますけれども教育研究能力の開発、そういうものあるいは評価事業、それから外部への情報発信等、管理運営を含めてそういう柱を立てて、このみずからの活動をレビューしておる次第であります。

この結果を得まして、今回3年ごとに懇談会を開きまして委員の皆様のお知恵をいただくということでもありますけれども、こういう自己評価をしているということをご報告申し上げて、またお知恵をいただければと評価担当者としては思う次第であります。

こういう形で個人レベル、さらに組織レベルということで評価の事業の柱を立てていっているということでもあります。幸いにして第1期の、もう1回年度計画、中期計画のほうに戻りますが、相応の評価を学位授与評価機構から得て、現在、第2期中期計画、こちらのほうに順調に取り組んでいるという状況でございます。

若干私のほうは本来の心づもりよりも早いわけですが、以上をもちまして評価関連のご報告とさせていただきます。

【村中委員長】 ありがとうございます。

それでは、引き続きまして、外部連携についてということで、岡本先生から。よろしく願いいたします。

【岡本】 では、法政実務連携センターの現在の取り組みについてご紹介をしたいと思います。

先ほど竹中研究科長のほうからも簡単にご説明で触れていただきましたけれども、最初に、法政実務連携センターは何をやっているのかということを簡単にご説明したいと思います。

きょう、パンフレットを中にお配りしていると思うんです。この青いもの見開きになっているのをお開けいただいて、この見開きの部分をごらんいただきたいんですけども、ここに、真ん中にセンターの丸がありまして、周りを法曹界、産業界、地域／国際社会で取り囲んだ図がございます。要はこのセンターでやっていることは、この3つの外界との連携をすることによって、中の研究に対しては実社会のニーズに近い教育・研究をやっていくと、また、外に対しては中の研究成果、教育成果を還元していくと、そうした活動の窓口になっていると、そういう機能を果たしております。

具体的に、何をやっているのかということなんですけれども、産業界との関係では、きょうは別紙を配っておりますけれども、各教員の研究成果を発信するというよりは、この1年半、私がこちらに参りましたからは、どちらかと申しますと、先ほど竹中研究科長のご説明にもありましたけれども、就活支援も念頭に置いて、今実社会でどんなことが課題となり、何が起こっているのかということをむしろ学生あるいは

教員に伝えていくという観点から、外部の実務専門家を招いて公開講義、シンポジウム、あるいはいわゆるグループワークのようなそういう取り組みを中心にやっております。逆に、共同研究等については個々の教員、研究室では取り組んでいただいているんですけども、センターを経由してということは基本的に最近はしていないという状況になっています。

それから、法曹界との関係については、センターで携わっておりますのは、ロイヤリングという学部の教育の一環としてやっている法曹実務家によるご講義、これをロジ面を中心にバックアップをさせていただいているというのが中心でございます。

それから、地域国際社会については、ここにマッセ O S A K A がありますけれども、自治体のほうから勉強熱心な方に博士の前期課程に来ていただいて授業を受けていただくとか、そういうふうな取り組みもやっておりますし、国際関係については、外国人の客員研究員がいらした時のお世話の仲介をやるというような事業もやっております。

ただ、この中で、何を今、特に取り組んでいくかという点なんですけれども、実は私が1年半前にこちらに参りまして、産業界との取り組みを強化できないかと思って、関経連をはじめ、幾つかお話を伺いに参りました。その時にわかりましたことは、どちらかというと純粋な法律の解釈論というよりは、さまざまな制度が今動いておりますので、そこに対してどういう対応と調整が必要かというのを企業の中から語れる、そういうものが一番ニーズが高いと。そうなりますと、特に法学的というよりは経済・経営学の観点からも検討が必要な課題も結構多くございます。いずれにしても実学の面から最適な対処法を求めているというニーズが多かったということです。

その中で、法律問題としてあり得るのは、いろんな諸制度、特に規制業種中心かも知れませんが、そういうところについての立法のニーズというものが実はあるというのがわかってまいりまして、最近当センターで始めている試みとしては、いわゆる立法論の教育プログラムを充実させようと。その過程で研究も、後で申しますような官界との連携も含めて強化できないかと、そういうことを考えております。

きょうお配りしている説明の資料をごらんいただくと、今年度の取り組みを書かせていただきましたけれども、内閣法制局長官をやられた阪田先生を招聘教授としてお招きをして、今年度については特別講義「立法学概論」、それから「政府と憲法」というのを開催しております。具体的には阪田先生だけではなくて、「立法論概論」以外にそれぞれの立法分野ごとに法律の立案経験者によるケーススタディーも織り込んだ、事実上ゼミ形式の授業をやることを予定しております。

今後の展開としては、その状況も踏まえまして、これは特に法学部系の学生だけに有用というよりは、むしろ理系の学生も含めまして、社会に出てからいろんな指導的な役割に立つ人たちが、その後、いろんなビジネスを切り開くとかいろんな展開をしていく時に諸制度の見直しを伴う、あるいはそれが必要になることも今後増えてくると思われまますので、その立法論プログラムの重要な点についてはぜひ学んでもらいたいということから、要するに26年度以降になるかと思っておりますけれども、いわゆる大学院レベルでの教養プログラムとでも言えるような大学院高度副プログラムでございます、そのコースに1つ立法論も入れ込む。

それから今、超域イノベーション博士課程プログラムということで、非常に優秀な学生を集めて、トップレベルの学生を集めてそういうプログラムを施そうというのがあるのですが、その中にこの立法論の授業のコアとなるところを組み込むということも検討しております。

それから、研究面では、内閣法制局との人事交流というのでも考えられるでしょうし、先ほど申し上げた

ような、いろんな業界で状況は異なると思いますけれども、さまざまな業界にかかわる規制立法を含めて、いろんな制度の改善提案といった方向の共同研究も考えられるんじゃないかと思っております。

そのほかにも、立法論プログラムの展開としては、今地方分権が進んでおりますので、特に道州制というようなことを考えた場合に、自治体のほうで自治立法権を本当の意味での活性化をしていくというような時も、共同研究を含めて連携強化が図れるんじゃないかと考えております。

あと、資料としてお配りしているものは、きょうは時間が限られますので簡単にしようと思っておりますけれども、今申し上げたような今後の展開は、立法論、特に機関で言えば官界、あるいは議会や政党、立法機関との連携強化ということになると思うんですけれども、お手元に今後の法学系分野における外部連携イメージという資料をお配りしているのでこちらをごらんいただきたいんですけれども、今私がお話ししたことは、ここで言えばこの左下にある官界、議会、政党等との連携強化を前提に立法論プログラムを充実していこうということなのですが、先ほど申しましたように産業界との連携をまず強めていくということであると、経済的にも例えば社会経済研究所も含めた連携を強化する必要がありますし、それから、法学研究科だけではなくてロースクールの方も見ますと、実は今、仮称で智適塾となっておりますけれども、概算要求をいたしまして、今政府案のほうにリーガルクリニックの設置が計上されております。国会を通ればこの予算が付くということなので、ここでは、そこにちょっと書いておりますけれども、知財分野を中心にビジネス・ローの領域で法律実務教育をやろうと、さらに将来的にはロー・ファーム形態でビジネススペースの法律相談も目指しますということをやっていますので、ここの連携もやっていくというふうになると思っております。

いずれにしても、どこまでこれが具体化できるかは今後の頑張り次第ではあるんですけれども、当面今できることとして、この立法論プログラムの充実に取り組んでいるということでございます。

ご意見があればいただきたいと思っておりますので、よろしく願い申し上げます。

【村中委員長】 どうもありがとうございます。

それでは、続けてになりますけれども、学生支援ということで、三阪教授のほうからよろしく願いいたします。

【三阪】 私のほうからは、学生支援室のこの間の活動をご説明したいと思います。資料の中の「学生支援室における法学部生に対するキャリア支援活動」というところから始まる資料をごらんください。

学生支援室について、まず組織的な点で若干補足しておきますと、学生支援室自体は、先ほど科長のほうから説明がありましたように、法学部、法学研究科と高等司法研究科を横断的に学生支援という、その課題を軸につくられたものです。ですから、法学系の学生に対して一定の学習支援だったり、キャリア支援であったり、あるいは経済面、生活面での支援を行うというために設けられたものです。

きょうお話しするのは、特に法学部生に対する支援の中で、昨今、社会から大学に対して社会人力を育成するよという要請があり、文科省の中教審の答申の中にもありましたキャリア支援教育、キャリアデザイン教育を重点化するように、あるいは経産省なんかでも一定の社会人力というもののテーゼといいますか、それが提示されておりますけれども、そういうのを踏まえて一体大学は何ができるのかということ、具体的に試行錯誤を踏まえながらやっているというのが現状なんですけれども、そういうところを中心に今進めているところです。

私ごとですけど、私自身大阪大学の出身なんですけども、私の時代は就職活動みたいなものをするというのはほぼなくて、多分何もせずに先輩から電話がかかってくるという時代でしたので、そういう雰囲気

で我々が学生に接していると大間違いで、いろいろ聞くと30社を超える企業にエントリーシートを出すというところ、あるいは公務員だったら試験対策で予備校に早くから通っているとか、そういう状況があって愕然とすることが多いんですけれども、そういう中で、大学もそういう状況を見放した形で学生をほったらかしにしていくということではできませんので、その点はやっぱり力を入れてやっていこうということで進めてまいりました。

私自身、個人的なあれなんですけども、考え方としては、やっぱり学生に10年後の自己をデザインしてくれる能力というのを身につけてもらうという、これは昨今いろいろ言われているところなんですけども、そこをいかに大学として具体化するかというところを考えて、少し試行錯誤をやってきたところが以下のところですよ。

学生支援室における法学生に対するキャリア支援活動というので1枚物のA4の紙をご準備いただいているんですけれども、(1)で書いているのは従来いろいろやられてきたようなことで、例えば(1)の丸ポツの最初のところ、法学部1年生を対象としたキャリアデザインセミナー企画というのを数年前からやり始めました。鉄は熱いうちにたたけというので、1年生に入った段階から意識をつけるということで、その年に就職が決まった4年生なんかを中心に、あるいは就職した若い世代のOB・OGを呼んできて講演してもらおうということをやっております。

こういう形で幾つかここを見ていただければ、こういうことをやっているんですけれども、今年度から(2)のところ少し力を入れて取り組みました。(2)の①と書いているのは同窓会との連携の強化ですね。その点で、OB・OGに同窓会を通じて声をかけて来てもらうと。その来てもらった会場で、実際の大学生と話をしてもらおう。そこでいろんな彼らの質問、悩みとかを聞いていただいて、いろいろ具体的な実践的なアドバイスをしてもらおうという場を設けました。今後これを定期的の実施していこうと考えております。

もう1個は、大層な言い方をしているんですけれどもキャリアデザイン・データベースという、要するに活動体験記の集約ということで、これはどこの大学でもやっておられることだろうとは思いますが、そういうデータベースを少しずつ蓄えていこうということを考えました。

基本的な考え方は、先ほど言いましたように、やはり10年後の自分をデザインする能力を大学の中でいかに先輩たちがやってきたかというところを率直に後輩たちに語ってもらうというのが基本的な内容です。だから、ノウハウは必要ではない。就職活動のノウハウを別にここに書いてもらう必要はなくて、まさに自分の10年後の進路を決める時にどういうタイミングで悩み、どういうタイミングで決断して、どういうタイミングで準備を始めたかという、そのところを重点的に書いてもらうということで、そういうコンセプトでこれをつくろうと考えました。

ですから、注意したかったのは、お仕着せのデータベースをつくりたくなかったので、徹頭徹尾、学生に項目を考えさせてつくらせたというところが1つの重点に置いたところですよ。ですから、編集委員会をつくって、彼らにどんな項目でつくったらいいかということを考えさせて、その結果で上がったのが次の情報提供フォーマットという形で、定量的な情報と、そして、これは幾つかの考えられる進路ですね。民間企業、ロースクール、公務員、それから、ロースクール以外の研究者養成も含めた大学院に進学するパターンですね。そういうことで定量的なデータを書いてもらう。2番目の柱は、定性的な情報。これは、先ほど言いましたように、いかに自分が10年後の自分を考えるために悩み、やったかということの記録を書いてもらうということで柱を立てました。

そういう形で、学生に「どんな学生に書いてほしい？」という形で選ばせて、50人ほどに依頼をして、

結局40名弱のコンテンツができました。その中の幾つかについては、次にある「皆さんのキャリアデザインのために」という先輩方の活動体験記というので冊子体にして、ここの冊子体には9名の典型的な、名前を出してもいいという、そういう形で冊子体にしてもいいということの了承を得た学生に、それぞれ冊子体にして、これを1年生から3年生に配付して参考に供すると。それ以外にまだ30名分のコンテンツがありますので、それに関しては大学の教育情報基盤であるCLEというシステムがありまして、そこを通じてすぐに見られるように提供すると。そこはウェブ媒体で提供するという形ですことにしました。

詳細についてはまた読んでいただければありがたいんですけども、読むと、どういうタイミングで彼らが悩み、どんな準備をしたかというのがよくわかるもので、実はこれをやっている気がついたんですけども、これが法学部の教育のあり方というものを逆に問い直すものであり、どのタイミングで我々がどんな仕掛けをしたらいいのかというところが反省点として出てくるものだと思います。

先ほど竹中先生が言われたように、研究者養成とかそういうところもかなり苦戦しているんですけども、こういうところを分析する中で、彼らが10年後をデザインする時のぴったり合ったうまいタイミングでの仕掛けを出すということを大学として少し考えていく必要があるのではないかとということ、今さらながらにこれを書かせてみてといえますか、逆に言うとふと気がついて、単なるキャリアデザインサポートにとどまらず、我々の教育システム全体を反省する1つの材料になるのではないかとということ、少し感じました。

将来的には、もう1つの私自身の考え、理念がありまして、修了生にもう一度大学にかかわってほしいという思いがありますので、今度はこれに加えて修了生が10年後あるいは20年後から大学に対して大学の後輩たちに何かを返してもらおうというコンテンツをここに加えていって、双方向の相互交流といえますか、これを通じてできるようにしてもらおう。そして、さらにそれはある意味で言えば、修了生にとっても10年後の自分をもう1回デザインする機会である、あるいは20年後、もう1回大学に帰ってきてもらう、あるいは大学に貢献してもらおう1つのきっかけになってもらうような、そういう双方向的なデータベースにしていきたいと考えております。

私のほうからは以上です。

【村中委員長】 どうもありがとうございました。では、ずっと報告を続けていただきましたので、委員の皆様におかれましてはいろいろとご質問等もあるかと思っておりますので、ご自由にご質問していただけたらと思いますが、いかがでございましょうか。

【鈴木委員】 質問からよろしいですか。

この自己点検・自己評価についてなんですけども、サンプルもお示しいただいたんですが、自己点検・自己評価したものは、まただれか上位の方が第三者の方が何か、自己点検をもって「あなたの自己点検と私たちの第三者的見方は違いますよ」とか、そういう次のプロセスというのはおありになるんですか。

【林】 法学研究科の場合は法学研究科長がその資料を見まして、さらに踏み込んでその処遇がどうのみたいなことはないんですけども、いろいろと今後の運営の参考にすることになっております。

【鈴木委員】 ちなみに公務員、私しかいないので国家公務員の例で言いますと、最近是个別の人事評価システムが随分整備をされていまして、まず年度の初めに年度の業績目標というのを各人に全部書かせまして、それを半期ごとに自己評価をし、その評価結果をもとに上司と対話をする。本人による自己評価として出されたものを、直上の上司たる者がそれを評価者として「本人はAとつけているけど、この人は私から見るとBだね」と評価を下し、さらにその上の最終評価者、私で言えば私の上の局長に渡すと、

局長から見ていると私の評価と違った場合には、彼が最後それを直して人事部門に提出する。最近ではそのS、A、B、C、Dと言った評価が定期昇給とボーナス査定に反映をするという、かなり民間並みの業績評価システムになっています。その時に、年度初めにどれぐらいの目標を持たせるか、簡単に達成されるのであればみんなSになっちゃうので駄目なんですけど、それを対話で決める。あと、本人はできたと言っているんですけど、その評価についてちょっと上と違う時に、対話をしてどれぐらい納得するか。最終的に本人が希望すると、その人の半年ごと及び1年ごとの業績に対する評価は、あなたはBでした、Aでした、Sでしたというのを伝えなきゃいけないことになっています。民間がやっているのを入れたのだと思いますが、厳しい感じにはなってきました。昔は評価しながらも、他方で昇給とボーナス査定は全く別のものだったんですけど、最近それがリンクしてきているので、かなりぎちぎちやられるような形になっています。これは紹介です。

【内藤委員】 この外部評価委員会に初めて参加をさせていただきました。あまり問題状況をよく理解せずにここに座っているんですけども、さっき冒頭に竹中先生のほうから、残された重要な分野として評価と外部連携と学生支援があると。国立大学法人で、この中の特に法学研究科・法学部というところで自己点検、自己評価、外部連携というものが課題として求められている問題状況というのはいまいよく理解できないというのが正直なところです。学生支援は何となくわかったんですけども、一般企業、今鈴木さんからもご指摘のありましたように、何らかの客観的な結果が求められる業界、民間企業であったり、成果が求められる業界というのであれば、こういうことを常に振り返ってやっていくということも必要性としてあるんでしょうけれども、何となく大学というところは学術研究の場という昔ながらの意識しか私、実は頭の中になかったものですから、とりわけ自己点検・自己評価ということが大きな課題であるということの問題状況がすんなりと入ってこないというところがありますので、できましたらそのあたりをわかりやすくご説明をいただくとありがたいんですけど。

【竹中】 難しいところなんですけども、これまで取り組みが遅れたということの一番の理由は今先生がおっしゃったようなことで、特に目に見える形でやらなければいけないという切迫した事情が感じられないといいますか、多くの教員は、やはり自分たちの本分は教育・研究であって、それ以外のことはそれぞれみんな自分のやり方があるので、他人がとやかく言うことではないと考えているのではないかなと思っています。

今、給与と評価をリンクさせるという中央省庁の話がございましたけれども、それは大学でも全くないわけではないのですが、非常にデリケートな問題でありまして、「あります」と言うことは、大学の風土の中ではかなりはばかれるという状況がございます。

ただ、それでいいのかということなんです。やっぱり大学というのが社会の中であって、大学が受け取るお金というのは国民の税金ですので、大学でやっていることが社会の側にとって説明可能なものでないと、行く行くは社会からお金がもらえなくなるだろうと私は考えています。この辺の温度差は教員によってさまざまだと思いますので、私が申し上げていることが大学の教員の最大公約数であるというふうにお考えいただくとちょっと困るんですけども、少なくとも私はそういう考え方でおります。

だとすれば、評価というのは、社会に対して説明可能な項目について、社会に対して理解可能な基準や仕方でもってなされるべきであろうと思っておりますが、先ほど申しましたように教員によって温度差があって、その辺の理解もまちまちな段階では、とりあえずまずいろいろな形で進めてみよう、そして不十分なところがあれば少しずつ改善していきたいと考えているということです。これは私の個人的な見解な

ので、おそらくほかの先生方は違った考え方をお持ちかもしれないので、ご自由に意見を言っていただければと思います。

【村中委員長】 ありがとうございます。

【三成】 私、実は大学の理事補佐をしまして、いわゆる年度計画と評価の担当、先ほど説明がありました全学のほうの理事、担当理事がおられますが、そのもとでその仕事をしているんですが、補足説明ですが、先ほど林教授のほうから説明があった評価、いわゆる全学的に評価していくというあの例の中期目標、中期計画ですね。あれはあくまで組織評価なんですね。ですから、法学部・法学研究科あるいはロースクールがどうであるか、そこには基本的に個人評価は入らないということになっているんですね。それで、個人評価については各部局でやられよというのが大前提になっていて。

ただ、先ほど科長もおっしゃいましたが、給与査定というのは下がることはないんですが、プラスアルファする権限は研究科長はお持ちなんですね。それで、その評価をする時に何を根拠とするのかということが大学でも実は問題になって、その時に何らかのエビデンスが要るだろうということで、そういう資料をそろえなさいというのがかなり前から議論がありまして、その1つがこの自己評価表なんですね。だから、その自己評価表でいわゆる教育、研究、社会貢献というのがあって、そこで私は何をしましたかということを毎年一応エビデンスとして出ささいと、それをもとにして研究科長が評価しなさいということになっているんですが、先ほど研究科長がおっしゃったようにそれは各研究科長のご判断がありますので、それを積極的に評価される研究科長もおられるし、総体的に判断をされる研究科長もおられる。そこは各部局に大学としては任せている。

だから、そういう教育研究評価と個人評価を直結させないというのがまだ大学の、先ほどの鈴木様のご意見、それがいいのかわからないのですが、組織としての大学の中では議論が確かにあるんですが、今はそうなっている。ちょっと補足です。

【幸田委員】 私のほうから、少し意見を申し上げたいと思います。大阪府の幸田です。

私は3つの話をしようと思っています。1つ目は、今の評価の関係がありますけども、中期計画とPDCAという問題。それと、2つ目は、人口が減少していく時に大学というのはどうあるべきかという問題。3つ目は、きょうも随分話題が出ましたけども、連携というのをどう確保していくか。その3つを少しお話ししてみたいなと思います。

1つ目の中期計画とPDCAの話で、少し具体のお話からすると、今年、国際公共政策学科が、今年かな、卒業生を送り出しましたね。

【竹中】 昨年3月に。今年は2期生です。

【幸田委員】 その卒業生の進路なんかから見て、皆さんの満足度というか、そういうのはかなえられたのかどうか。また、学科創設の目的、目標が乖離していなかったのかどうか、そういうことを少し見たいなと。

たまたま私のところにもいろんな人がいますのでお話を聞いていると、どうも国際公共政策学科のほうの1期生はあまり公務のほうには行かなかった。どっちかというとなら法学部が公務員になった方は多かった。公務員だけが公務じゃないと思いますけども、そういうことがあるのかなと思っています。

それと、今の中期計画のPDCAの話で言うと、もう1つお話ししたいなと思っているのは、さっきのお話の中にもあったんですけども、法学部が最近少し人気に陰りが出てきているんですね。たまたま今まで法学部が送り出してきた人材というのが研究者であったり、内藤さんのような法曹であったり、我々一般

社会人というか、そういう人だったと思うんですけど、研究者というのはそれは大学院のほうの問題だろうし、ご苦労があると冒頭にもありましたけども、法曹のほうは多分ローのほうが担っていかれる。特にローができたがために、より法学部の学部の方が内実、内包が少し希薄化してきたんじゃないかなと思うんですね。

いろんな大学がお出しになったものを見ていても、高度専門人の養成という言葉がよく出てくるんですね。多分学部として重視すべきは高度職業専門人の養成なんだろうと思うんですけども、たまたま私自身は公務員なので、どうしても見ると総合法政プログラムなんていうのがあって、そんなところに目が行くんですけども、そこには「法と政治のさまざまな領域におけるプロフェッショナルの養成」とあって、「国とか自治体、国際機関や民間企業などで働くことを目指して、より専門的で、かつ最新の知識を身につけて実務の世界で生かしたいと考えている人」とお書きになっていらっしゃる。

じゃ、そういうところで、さっきの国際公共政策学科もそうなんですけど、どういう成果を上げつつあるのか、また卒業生の進路なんか、また本人のさっきのキャリアデザインの話もそうなんですけども、彼らの実際の体験はどうだったかというのを踏まえて、例えばカリキュラムであるとか、学部教育のあり方というのを一度点検してみる、そういうことも大事なのではないかなと思います。要は法学部がつぶしのきく人材の養成機関であっては、多分法学部の存在価値がなくなってくる、存立価値がなくなってくると思うんですね。そういうことが1つ目のお話。

ちょっと長くなって恐縮なんですけども、2つ目は人口が減ってくる。特に少子化ですよ。

たまたま私、前回のこの会議に来た時には府の政策企画部長だったんですけども、ちょうどその直後ぐらいに「人口減少社会白書」というのを編集しまして、要は今、大阪というのは3大都市圏の中で最も早く人口減少に入った都市圏なんですね。日本の大都市はいまだかつてない人口減少期に直面している。たまたま大阪府の高校卒業生というのは多分平成になるぐらいの時からずっと減っているんですけども、今、私たちが試算している人口のベースでいうと、年少人口、15歳未満の人口ですけども、それが2010年には117万人だったんですけども、2040年には、67万人になっちゃう。ものすごく減っちゃうんですね。そういう中で、いわゆる大学というのはどんなブランド力を高めていけばいいのか、どんな戦略を持てばいいのか、そんなことをどうお考えになっていらっしゃるのか、お聞かせをいただければいいかなと思います。

それと、3つ目は、実務連携で、今のこの外部評価委員のカテゴリーで自治体関係者というのが書いてあって、私は多分そういう関係で来ているんだろうと思うんですけども、学校のこのミッションを見せていただくと、例えば「研究、教育を通じて、また成果を広く社会に伝達することを通じて社会に貢献する」とあって、その中に法政実務連携センターというのがある。具体的には、「法政実務連携センターを活性化して、大阪という地域的背景を生かしつつ、これを普遍性があるように展開する」と書いていらっしゃるんですね。

特に阪大の強みというのは大阪というロケーションだと思うんですけども、私たち地域行政をやっている立場から言うと、阪大の法学部って特定の先生はご縁のある先生もいらっしゃるんですが、あんまりご縁がないのかなと。今の私がやっている仕事は防災・減災政策なんですけども、たまたま京都大学の防災研究所とはすごく関係が深く、来週、再来週かな、勉強会があるんですけども、そんな関係というのはあんまりないんですね。医学部の先生方なんかとは非常に関係があったり、工学部の先生方とは関係があったりというのはあるんですけど、法学部というのはコラボレーションが弱いというか、どうしてできな

いんだろうなというのをいつも思うんですけども、ご意見があれば聞かせていただきたいと思います。

実は私たちの実務と連携することで、多分大学もメリットがあると思うんですね。特に自治体というのは研究であるとか教育の素材の宝庫だと思いますし、何よりも多分学生さんにとっては現実の社会を見ていくことが一番の動機になると思うんですね。さっき岡本先生から立法の話が少し出ましたけども、立法技術の問題もさることながら、立法する時に何よりも重要なのは立法事実をどう認識するか、そこは現実の社会とのタッチですから、そういう意味では、我々としても自治体は法的思考を学んでいただくフィールドがいっぱいありますし、我々も貢献できることはたくさんあると思います。そういった意味で、ぜひ自治体を舞台にして活動をしていただけたらより教育、研究の成果が上がるんじゃないかなと思います。

少し長くなりましたけども。

【高田】 今、幸田委員にご指摘いただきました点で、3つのうちの最初の2つに対して、私のほうから簡単に、考えておりますことを申し上げたいと存じます。

確かにおっしゃるとおり、阪大の法学部、法学科、国際公共政策学科の2つでございますが、それを出た学生が一体在学期間を振り返ってどう考えるか、どのような成果が上がっているかというのは非常に重要ですし、また、博士前期課程の学生が結局その後うまくいったのかどうなのかというのも非常に重要なことで、それを振り返りつつ、我々自身としても何ができるかということをやっていく必要があると。先ほど、三阪教授が説明したようなことも、まあまあ、それとつながっているということではあるかとは思っています。

幸いにしてと申しましょうか、大ざっぱに申し上げますと、まず国際公共自体が昨年初めて卒業生を出して、今年2度目ですので、この段階で現在がどうかということを決くくり分析しなければならないとはいえ、ちょっとまだ評価を出すにはサンプルが少ないとは思うのですが、法学科に関して申しますと、比較的さまざまな困難にもかかわらず、中央官庁に進む人は残念ながらこれは少ないものですから、今、外部連携とか学生支援もそれに力を今まで入れていただいて、そこを強化しているというところではございますが、地方公務員になられるという方は非常に今まで多かったと思うんですね。

我々としてはやっぱりその流れを基本的に維持しつつ、それをさらにどう発展させていくかということですし、その内実に関して申しましても、今まではちゃんとした学生がいて、ちゃんとした教育をしていれば、当然結果として、例えば大阪府だったら大阪府に勤める人も増えましょうという感じでやってきたわけですけど、ものすごくピンポイントで絞る必要ないと思うんですけど、中長期的に見て必要な力をどうつけてあげられるかということをやったり考えなくてはならない。その際、それを考慮する場合、実際、外に出て、ああしておけばよかった、こうしておけばよかったという卒業生のニーズといたしまして、それを見ながら考えていく必要があるというふうには思います。

大きく言えばそういうシステムをつくっていくという、これは学生支援だと思うんですけど、個人的に申しますと、特に自分自身の狭い経験の範囲で私自身、個人として考えていて、またそれが少しシステムにもなっているというのは、やはり法学部の学生で特に求められているのは、法律職につくかどうかは別にして、的確に問題を発見し、それに対して適切な問いを立て、それを解決するためのある種の方法というものを提示し、それを地道にちゃんと解いていくという能力ですし、それをまた文章化できる、あるいはそれをちゃんと原稿化して発表できるという、そういう能力がどうもやっぱりもっと意識的に鍛えられなくてはならないとは考えております。

そういうようなことで、例えば全学レベルで言いますと、従来法学部というところは、例えば文学部な

どと違いまして卒業論文というのは書かないというそういうところなのですが、現在全員に対して義務づけられているわけではないんですけど、奨励しております、要するにこれは卒業生に限らず在学生一般にできるんですけど、懸賞論文を募集して、そして、いい論文を書いた人に関しては、ある種のジャーナルをつくりまして、そこで公表することができるという、そういうインセンティブをつけてやっています。

私のゼミなどはそれを念頭に置いて、ゼミの1年間を、前期は基本的に勉強したことを見ながら発表するという伝統的なゼミ形式ですけど、後期は半年かけて自分で問題を立てて、要するに外部に向けて、私自身は公聴会と読んでいるんですけど、そこで発表するということを念頭に、自分の問題設定、あるいは自分のプレゼンを半年かけて磨きましょうということをしていて、そして、それを最終的に卒業年次に論文に持っていくという、そういうようなことをしたりしております。

それは、1つは、幸田委員がおっしゃった、要するに卒業生が大学を出てから自分がここはもう少しやっておけばよかったなというようなことを私に語ってくれた、複数の人がそれを語ってくださったので、それに対して私自身が対応したということですし、そういうふうに感じられた先生方が非常に多かったということで、それが学部の制度になってきているということもございます。

だから、こういうことを1つ地道にやっていくと。さらにもっと言うと、学生支援というのは先ほどの時間軸の中でシステムティックにトータルにやっていく、フィードバックできるシステムをつくっていくことなんだろうと考えています。

ただ、これについて言いますと、おっしゃるとおり大学院前期課程、修士課程のところに関しては、これはまだまだできていないという。正直言って、我々自身、博士前期課程というものをどうデザインしていいのかというところがそれほど我々の中でクリアではないところがあります。もともと博士課程というものが当初は狭い意味での研究者養成に特化しておりましたし、ロースクールができる前というのは学部を卒業してもさらに司法試験を目指される方が非常に多かったという時期があつて、それが、ロースクールが割り出されたことによってたくさん大学院に進まれる時代の中で、一体我々はどのような教育をし、そして、どのようなニーズがあるというふうに考えればいいのかということに関しては相当まだ試行錯誤しております、まだアウトプットに対して我々自身がそれをうまく働きかけて我々が高度化するということまで至っていない。

ですから、先ほど申し上げたように、学部のある種の高度化に類するような語るべきものを今のところ残念ながら我々としては持っていないということ。でも、これは学部と同様、そういうことをやっていく必要が多分あるんだろうということは我々も考えてございます。これは、まず、第1点目のご質問に対する、ちょっと饒舌になりましたけども、私からのお答えです。

第2点目でございますが、これに関しましては、基本的には大学のこれからの、長い目で見ればですけども、18歳、19歳で入ってくる人たちだけを相手にする組織としてはもうやっていけないということなんだろうと思います。ですから、先ほど三阪教授からもありましたように、これは自分自身の心としてということですけども、卒業生が何年か単位で大学に帰ってきてという、そういうことがベースですし、また学部レベルで阪大にご縁がなかった方も、要所要所で例えばリカレントとして、あるいは最近、私のところにもおられますけど、リタイアされてから修士課程に入ってこられるとか、そういう方もおられますので、いろんな年代の方を受け入れていくという。結局そのことが18歳、19歳から入ってきた学生にとっても、いろんな社会的な経験をされた方と接することになるのでプラスにはなるんだろうと思うん

ですけど、これを進めるべきである。

こうなっていくのは10年前から見えていたことではあるんですけど、ただし、私自身が10年前に考えていたほどそれが必ずしもうまくいっていないような気もしております。というのは、リカレントで大学に接してくださる——例えば我々はマッセOSAKAというのをやっていますが、これはずっとコンスタントにやれているんですけど、例えば1年間休学をして、あるいは仕事の合間に我々のところに籍を置いてというためには、それなりに在職しながらお時間をとっていただいたりとか、あるいは一定の期間、職場から自由な時間をいただけたりという、そういうことが必要ですけど、この間社会がなかなかそれを簡単に許さないというか、非常に厳しくなったので、そういう形の極めて濃いかかわり方ということが思った以上に。10年前はもっとそれが進むんじゃないかと思っていたんですけど、確かに伸展はしていますけど、伸び率というのはそれほどでは実際のところはないという問題がございます。

だから、そういう社会の現状を前提にして、じゃ、経済の回復を待っているというわけにもいきませんので、どのようなかかわり方が。もっと細切れでもできるのか。例えば大阪市の皆様とはマッセOSAKAをやっていますが、ほかにどういうかかわり方ができるのかというのを考えていくこと、これはやはり課題なんだろうというには考えています。

今いただきました3つのご指摘の2つに関して、私のほうから申し上げた次第です。

【林】 評価担当者という顔プラス、法学部では何を教えるべきかというので、研究費をもらってプロジェクトをやっております関係で一言だけ。

専門職大学院、法科大学院と公共政策大学院と、そういう形でやった場合に、学部レベルで何をやるかということに関して、いろいろ存在意義が問われているということは非常に大阪大学でも問題にされると、そういうことをご紹介いたしまして、その上で専門的な法解釈技能をさらに深めていくところを大学院レベルに求めるのであれば、もう少し広い、一時期リーガルマインドという言い方がはやりまりましたけど、そういう法学説あるいは判例の細かなところに入らない形で、大きく社会の利害について判断する広い社会観とかバランス感覚を養うみたいな、そういうところに突破口を求める方向もあるんじゃないかということで、個人的に代表していますけども、そういうカリキュラムの検討をいたしているところもございます。

伝統的には法学部は政治学と法学の両方がありますので、権利義務の調整とかそういう次元でいくのか、あるいは資源の配分みたいな形でいくのかはさておき、社会でよりよく共存するみたいな、そういう視野を持った人を養成するみたいなこともあろうかと思えます。

ちょっと抽象的な話に終始しましたが、一言補足させていただきます。

【岡本】 よろしいですか。ありがとうございます。

先ほど落ちていた3点目の外部連携の話について、若干補足してご説明差し上げたいんですけども、大阪市を含めてややご縁が薄いんじゃないかというご指摘だと思いましたが、実は、ご承知かと思いますが、大阪市長を含めて近隣の市の皆様とは包括の連携協定を大学として結んでおります。それで、今地元で若干やっておるのは、箕面市の市長さんが来られて、ぜひ連携したいと。それは、まさにさっき自治立法の話をされましたけど、立法だけにはとどまらないんですけども、地方自治の実態がどうなっているか、それを学生に見てもらった上で、それは教育の材料にもなりますし、研究の対象になるかもしれない。手始めにまず授業みたいなことをやってみようというので、いきなり授業というわけにもいきませんので、この4月に市長さんに来てもらって、2時限連続でまず公開講義等の形でやってもらお

うと思っています。その後の展開はまた考えたいんですけども、おっしゃったような一端は少しはやろうと思っています。

ただ、率直に申し上げて、もう少し地方自治体との連携を進めるということはできないのかと言われてれば、まだまだあると思いますので、さらに進めていきたいと思います。

【村中委員長】 大久保先生。

【大久保（規）】 すいません。法学部に関して言うと、やはり全国的にトップレベルの人たちが入ってきているということは確かで、それで、その人たちの能力をどれだけ伸ばして卒業の出口を出て行っていただくかというのが私たちの役目だと思っているわけですけども、その観点から言いますと、法学部生の希望というのは、これは民間と法曹と、それから公務員はそれぞれ3分の1ぐらいずつおります。実際の出口もそういうふうになっております。

それで、公務員に関して言いますと、公務員の志望者というのもこれも従来と少しずつ変わってきていて、地方分権という傾向もありますので、もともとはI種、昔ながらのI種を受けて、自治体も受けて、両方受かったら霞が関に行くという人が多かったのかもしれませんが、この傾向は必ずしもそういうふうには固定しておりませんで、例えば私のゼミは行政法ですので、全国自治体、津々浦々、全国区なので、基本的に大阪だけから学生が来るということはないので、全自治体あるいは全省庁に卒業生が行くとおもしろいなと思って見ているんですけども、今年で見ましても、例えば公取なんかは5人ぐらいしかとらない中、2名が阪大の卒業生が4月から行くという形で、中央省庁にも行きますし、逆に、両方受かったんだけど、例えば島根の出身の子は、自分はやはり島根のために働きたいので島根に戻るといことをはっきり言っている学生もいると。

そういう学生のインセンティブをどう上げるかということなのですが、1つは、マッセOSAKAというのは高橋教授が大変ご尽力を今までされてきて、大阪府下の基礎自治体さんとの連携をしていくということを1つやっていますが、そのほかに最近自治体のインターンシップという事例が増えていまして、ちょっと最近問題もありました池田市長さんについて歩くというようなインターンシップは結構人気があったりとか、インターンシップも増えております。

それから、ワークショップなどで、例えば豊中市の自治体の基本的な条例、あるいは基本計画を立てる時に、各地域でワークショップをやって住民の意見を反映するという時に、学生も住民の1人ではあるので、4年間だけであってももっと積極的にかかわってほしいということで、そのワークショップを阪大で開いて、地域の意見の1つとして吸収するなどということもやっております、いろいろバラエティーには富んでいるんですけども、それが目に見えている形で発信できているかということと、それから、それをどう発展していくかということはまだまだ課題があるかなというふうには思っております。

それと、あと、おもしろい傾向としまして、民間に行きたい学生と公務員に志望の学生と法曹に行きたい学生って結構キャラクターに違いがありまして、自治体希望とか公務員希望の学生さんというのは、「阪大生って意外に大阪人が多いのかと思ったら、おとなしい人が多い」とかいうふうにも言われるんですね。それで、阪大生全体の法学部がそうなのかというと、民間に行きたいと言っている会社法のゼミなんかと一緒にイベントをやりますと全然気質が違って、ものすごくしゃべりで、口八丁に近いような学生もいっぱいいて、かなりしゃべりが上手という学生もいて、やはりそれぞれに雰囲気が違うんですけども、その学生がお互いに刺激し合えるようないろんな機会をつくっていくというのが1つポイントかなと思っております。

以上です。

【三成】 18歳、子供の人口が減る話がありますね。これは、だけでも、考えてもらうとわかるんですが、これは村中先生がおっしゃっているんですけど、東大はハイアラーキーですよ。結局数が少なくなってくると上に上がってくるだけのことで、だから、大阪大学の受験生ってそんなに減らない。そもそもですね。ただ、質的な問題が果たして維持できるかどうかという問題が1つ議論としてはある。それが1つありますよね。

それから、あと、今、国が進めている、外国人留学生をもっといっぱい入れろと。だから、今でも結構入ってきているんですけども、ますます一層外国の留学生を増やして、日本の子供が減る分を、ある意味では外国からどんどんやって来なさいという形で、オープンにしてください。これが日本の教育の質を、あるいはあり方を大きく変えていく可能性は——既に始まっているんですけど、英語教育をしようとかですね——それは非常にあると思います。

それで、一番我々、多分いろんな考え方があるんですけど恐ろしいのは、TPPで今やっていますけど、いわゆる外国の大学が日本に参入してくる。オープンになった時ですね。そうすると、東大、京大といえども競争の中にさらされた時に、果たして今言ったように団子式に上に上がってくるのが、ほんならそれが阪大に来てくれるかという。そしたらアメリカの大学に行ってしまうとか、そういう競争となった時には非常に大変なことになる可能性がある。

あと、もう1つ、これは日本も進学率って意外と低い。まだ低いんですね、アメリカとかに比べてみると。だから、子供の人口が減っても、進学率が高まってくると、アメリカ並みになってくると、結局大学に進学する子供たちが増えるんじゃないかという議論が実はあります。だから、思いのほか減らなかった。だから、子供が減る減ると言ったけど、大学の数は減らなかった。つぶれているところはありますけど、むしろ許認可行政で増えている大学。今ごろ増やしてどうするんだという議論はありますが、それは何でかという、結局進学率がある程度上がってくるので大学に入ってくる子供の数が減らないということですね。

ただ、その子供の取り合いは、実は今言ったようにオープンになってくれば始まってくる可能性があるし、それは1つの大きなこれから、阪大だけじゃないですけども、日本の大学の抱える大きな課題だろうと思います。

【幸田委員】 三成先生がおっしゃったことで、そうだろうなと思って聞いていたんですけども、多分、学校がいろんな独自性を出してチャレンジをしてくると思うんですね。阪大だって非常に上位レベルの学校なんだけど、でも、その時に明確に戦略を持っておかないと何か置いていかれる、そんな可能性もあるんじゃないかな。

たまたま朝日のコラムで「東大脳の限界を知った」というコラムがあって、千葉のほうで千葉のドラゴン桜だという高校がつぶれちゃったんだそうですよ。今までの受験のテクニックって、暗記に強いとか、高速処理ができるとか、そういうことが受験の有意性を確保するスペックだ。ところが、現実の社会に出て、我々が経験したことで言えば、そうしたものはほとんど多分役に立たないですね。実際の社会で求められているのは、例えば発想力であったり、課題解決力であったり。

だからこそ、例えばマイクロソフトなんかは、面接の時にとんでもない試験を課しているんですね。ジェット機の重さをはかりを使わないではかるには、あなたはもうどうしたらいいか。多分1つの答えは、中学校の時に習った浮力を使って、船台の上に載せてどのぐらい沈むかなんていうのを見ればいいじゃないか

なんていうことを、その時に瞬間に思えるかどうかなんていうのを見ているというんですけどね。

だから、何が言いたいかというと、今の人材を学校に入れるところから新しい発想で、またかつ戦略的な展開を持ってやっていかないとだめだろうし、また、今はチャンスだろうと思うんですね。そんなことを言いたくて人口の話はしたんですけどね。我々の社会だってそうなんです。人口減少って別にマイナスのイメージばかりじゃなくて、プラスイメージが必ずありますから、そういう社会をどうつくっていくかというのが地域政策のこれからの核心なんですけどね。またぜひよろしく願いいたします。

【村中委員長】 その後、竹中先生、よろしく願いします。

【竹中】 先ほどのご質問とも関係があるんですけど、今、委員がおっしゃったような課題に対して、これまで法学部という、かなり制度化の進んだ教育組織で教えてきたことが役に立つのかどうか、あるいはそこでの教育というのが本当に適しているのかどうかということがあらためて問われていくんだろうなと思いますね。

これまで法学部の教育は、基本的に法曹の養成を教育目標としてカリキュラムをつくってきたところがあります。日本の法曹というのはまずきちんと法律を勉強しなければなりませんから、どうしても法律中心のカリキュラムになり、また法曹に向けた人がいい成績をとるような仕組みになってきたと思うんですけども、それで果たしていいのかどうかということがあらためて問われている。

もちろん法学部にとって法曹養成に対する一定のニーズというのは常にありますから、そのための教育をきちんとしなければいけないことは言うまでもないのですが、法曹にならない人に対しても同じ教育でいいのかどうかということが問題になってくる。それでは何が必要なのか、どういう教育がそれに適しているのかということについて、実は我々はまだつかみかねているところがあります。大学一般について言えることと、特に法学部について言えることはやっぱりちょっと違って、我々としては法学部の教育をどうするかということもあわせて考えていかないといけないんですね。その点は委員が最初におっしゃったことに非常に深く関連します。我々がこれから考えていかなければならないことです。

【村中委員長】 いろいろとご指摘されている点というのは、私もそっちのほうに座って……。ほぼ同じことが問題視されているわけですよ。聞いていて切実なのは、先ほどのつぶしのきく法学部ではあかんやろうというふうな、これはなかなか厳しいご指摘で……。

【幸田委員】 私がそうだという。

【村中委員長】 これが、例えば民間企業の人とお話をしますよね。数多く話しましたが、やっぱり法学部の卒業生は欲しいと言うんですよ。一方で、うちの卒業生で偉くなった人ですよ。そういう人にいろんなところであいさつをさせると「いやあ、自分は法学部の時は勉強もせずに、非常に劣等生やった」と言いはるわけですよ。本当、困るんですけどね。教育が何も役に立ってへんのかということですからね。

結局、さっき林教授がおっしゃったんですけど、法学部の教育というのはどの点に意味があるのかというと、リーガルマインドということでおっしゃったんですけど、幅広い意味でのリーガルマインドかもしれないですけど、やっぱり自然と身につけているように、多分4年間授業だけじゃなくて、あるいは授業を聞いた友達なんかと一緒にディスカッションしたりとか、そういうことを通じて、ふだんのそういう生活の中で、学生生活の中で知らず知らずのうちに身につけていったような思考の方式だとか、問題解決の姿勢だとか、着眼点だとか、そういう案外目に見えないものでなかなか言いようがないようなものが自然と身につけていて、それが多分それなりに役に立っているんじゃないのかと。あるいは、もともと身につけていた人が法学部を選んでいるかもしれないんですけど。そこはちょっと微妙なところなんですけど

ね。

だから、なかなか説明しづらいところで、だから、そういうところというのは、法学部の教育というのは今後そういうものを伸ばしましょうといっても、なかなかそれを表現するというのは難しいなというの、我々の大学ではそんな議論をしているところです。

ちょっとご紹介だけ。

【水谷】 1つ、よろしいですか。

学部生は1つしか講義は持っていないものですから、ごく狭い話になるかもしれませんが、きのう、ちょうど学生を刑務所の見学に連れて行ったんですね。これは毎年やっているんですけども、それをやりますと、学部生が「法学部の授業でもこんなおもしろいことができるんですね」と言うんですね。一方で、法学部のカリキュラムは実定法を中心に、とりわけさっきおっしゃったように3分の1ぐらいはロースクール志望ですから、やっぱり六法科目中心に勉強する。しかも大半は法解釈論をやっているわけですね。私自身がそうでしたけど、決しておもしろくないんですね、それだけやっていると。はっきり申し上げますけど、教員をやっている言うのも何ですけども、それはなぜおもしろくなるかという、そこで学んでいることが社会の現実の中でどういう意味を持っているかに気がついた時におもしろくなるわけですね。そこに気づかせる体験をいろいろさせるというのは大事ななと思っています。

おっしゃったように、例えば、だから、それは自治体の現場でどういうことが起こっているのかとか、企業で何が起こっているのかとか、私がやっているように刑罰って現実はどうなんだとか、そういうことを見せてやるという。別に本を読ませるとか物を書かせるというだけではない教育というのが結構大事なんじゃないかと思っているんですね。その程度のことなら、我々研究者でもできるかなと思っているんですね。学生を連れて見せに行くということぐらいであればね。

【幸田委員】 でも、今、刑務所に行かれると、刑務所というのは日本の福祉社会の縮図みたいな状態ですからね。

【水谷】 そうなんです。それを現場の職員の人が学生に語ってくれるんですよ。それが大事だと思っているんです。

【幸田委員】 そうなんですね。

【水谷】 「90歳の方がうちにいるんです」という一言を聞くだけで、学生は物を考えるんですね。

【幸田委員】 いや、本当に刑務所って、ここは一体老人向きの福祉施設なのかなと。

【内藤委員】 毎日そこからの手紙を読んでいますけどね。いろんな人からの。

【鈴木委員】 今日は、こういう機会をいただいてありがとうございます。何回か法学部の知り合いの先生からお話をいただいて学生に講義をさせていただいたのですが、私、実は大学は理科で入りまして、実験が性に合わないものだから、一番文化に近い農学部の農業経済というところへ行って農業を勉強しまして、あんまり日本の将来なさそうだと思って、農業経済のうちの農業をとって経済を勉強して、郵政省の役人になっているんですけど、法律は公務員試験を受けるという意味で憲法、民法、商法を勉強したのと、お役人になってから入ったのが郵政省だったものですから、まずは全通中郵事件とか名古屋中郵事件、労働法から入って、通信法を勉強して、放送法を勉強して、郵便法を勉強してみたいな、そういうふうにどっちかという個別法の実学から入ってきて、今役人としても30年たったんです。

そういう観点で、自分は法学部の教育を受けていないのですが、法学部に対してどういう人材を輩出してほしいか、求めるかという観点からお話をさせていただきますと、まず法学部の輩出する人間として、

多分、法曹界、裁判所、検察、警察、それから弁護士など、司法試験に受かった人たちというのはすごい明快なんだと思います。警察はちょっと違うかもしれませんが。

他方で、法学部が一番つぶしがきくというお話があって、それはやっぱり世の中の仕組みを規制しているのが法律で、権利義務関係をきちっとやっているの、そこで勉強して頭の整理ができた人が多分どの分野に行っても物事を整理してきちんと解決策を出せるという意味で、世の中にジェネラリストとして受け入れられて、その分野に適応して頑張っていく。昔は難しい法文を読んで、判決文を読んでというので文章力もあったということなんだと思うんですけど、最近あんまりその辺の文章を読まないみたいなどころから物を書けない。書けないということは論理が整理できないということだと思うので、我々役所でも大変嘆かわしいことになっている。

もう1つ、法律を勉強した人たちが法の適用を裁く、解釈するという他に法律を作るという分野がありまして、一応建前上は国会がつくることになっているんですが、日本だと多分99%ぐらいは内閣が、要するにお役人が法案をつくって提出をして、国会で決めてもらって、その決めた法律を役人が適用して許可・認可をやっているという世界でして、行政にも中央、地方があるので、もう少しこの法案をつくる作業、立案する作業と執行する分野にたくさん人を送っていただきたいなと思います。

それは、事後的に解釈をして判断をする、判決を下すというよりも、新しいことが起きた時にどういう法律的規律を新しくかけたらいいかとか、どういう枠組みの法律を今の民法とか商法とかいろんな法律の中で特別法として作るかみたいなどころの頭のトレーニングをされた人たちが来てくれるといいなと思っています。来る前に一通り資料は見てきたのですが、法政実務連携センターで岡本先生がやっていらっしゃるように、法制局の長官をやったような人あるいは参事官の人たちと実際に法律ってこうやってつくるんだよみたいな話を学び、なおかつゼミなんかで例えば「福祉の分野で法律をつくってごらん」とか、あるいは「通信の分野で法律をつくってごらん」とか、「放送の分野で法律をつくってごらん」。何で放送って憲法で言論の自由を云々かんぬん等があって、あるいは報道の自由があって、それがこう法律の中で言われているのか、なぜそれは公益のために制限されないのかみたいなどころ、そういう題材として頭の体操をしてきた人たちが来てくれるとすごく助かるなと思っています。

と言うのは、今の若い人たちを見ていると、どんどん定員削減で人が減らされているんですね。昔は若い人を役所の中で育てたんですけど、正直、今は追いつきませんで、法律をつくれる、法律案をつくれるような者って毎回法律プロジェクトみたいなことをやっているんですね。金融危機の時の法制なんかは、多分岡本先生が詳しいと思うんですけど、脇で見ていると、法制局に行くと、山程資料を積んで徹夜、徹夜、徹夜でやっています、お役人も足りない。それもⅠ種、Ⅱ種、Ⅲ種って昔で言うところに入ってきて、もっぱらⅠ種の人を中心なんですけど、Ⅱ種の人たちも総動員して、とにかく入ってきた時からそういう作業ができるような人たちがいてくれないと足りないみたいな世界になっているのが1つ。

あと、もう1つは、この前民主党政権になってから、やっぱり政治主導だと言って政治家が、国会が法案を出すようになったんですね。今でも、民主党は野党になりましたけど、野党は対案を出すべきだという話になってきまして、彼らは議会の中で議会法制局というところの人を使って案をつくるんですけど、大体正直、議員立法した法律ってできが悪いんですね。従来の法律と齟齬があったり、抜けたりしている。そうすると、従来お役人が一手に法律案の立案をするようになってきたのが、実は議会、議員が作るみたいな話なので、議会スタッフとか議員スタッフとか政党スタッフみたいなどころにも、そういう実務、問題点を吸い上げて、こういう法律が必要じゃないかみたいなどをちゃんと書ける人材って、もっとたくさん

世の中に必要になってきているんだろうなと思っています。

さらに言うと、もう法律を一々つくっているのがだんだん世の中の変化に間に合わない。うちは情報通信をやっているんで、しょっちゅう技術的に新しいものが出来てくるんですけど、それが世の中になかなか出せない。ロボットに介護をやらせようとする、介護って介護士の資格を持った人でないといけないので人型ロボットはできない。ロボットが、おばあちゃんを抱えて運ぼうと思ったら、それは道路運送車両法か何かで車両じゃないからできない。お年寄りが高速道路を反対に走るのを防ぐには、もうコンピューターに判断させて自動運転にさせたらいい。GPSと地図情報とで出来るんですけど、車は運転免許を持った人が運転すると道交法上なっているんで、自動運転の自動車はできないんですね。でも、コンピューターで走らせたほうがぼけたおじいちゃんより絶対安全なんですけど。

そういう技術で解決できるものがたくさん世の中に出てきているのですが、今の法律制度だとガラガラポンしないとそれができなくて、今、国民総背番号と言われたマイナンバー法制なんか、あれだけ大騒ぎして、グリーンカードでナンバー制化しようとしてから20年、30年ぐらい議論してようやく出来そう。あれができると行政はすごくユーザーフレンドリーになって、従来申請ベースだったのがプッシュ型になるまでいけると思います。でも、これらやるにもスタッフがいない。法律も複雑で大量になるので、ノーアクションレターみたいな形で、「これ、法律でできますか」みたいなところで、法律で書いていないところはやってもいいみたいな話、法律に書かないところで法解釈でどんどん制度を拡大していくか、運用を柔軟にしていってみたいなのをやっつかないと世の中の変化にきっと間に合わないんだと思います。ところが、今の、じゃ、弁護士さんで法解釈を中心にやっている人たちに、今の解釈の部分ではできるかもしれませんが、少し新しい体系をつくるみたいなのところでトレーニングされているかという必ずしもそうではないんですね。

私どもが法律をつくる時に、官民交流で弁護士さん2人ぐらい、前の部局の時で、その時に電波をお金で売るという電波オークション制度という法案をつくりました。結局国会で成立しなくて廃案になっちゃったんですけど、初めて許可とか免許とかいう権利を金で売るという法律をつくったんですね。この論理構成をどうするか。それは、じゃ、鉱山みたいな鉱物資源的な物権的なものを売っているんですか。でも、目に見えない電波のこういう周波数帯を使ってもいいという権利だけ売るといのは何なのかみたいな話をやって、結構大変だったんですけど、一応法制局には整理をしていただきました。そんなことを考えると、いろいろな分野での需要がある。

あと、国際連携という意味で言いますと、TPPの話も出ましたけど、多分国際的な制度調和がすごく求められてくる時に、ドイツ法的な世界とフランス法的な世界とアングロサクソンの世界って多分全然違ってきちゃってしまっていて、個人情報保護法制とかプライバシー法制とかインターネットのセキュリティ法制ってヨーロッパとアメリカで全然違っています。日本的に考えるとまた全然違うので、これを調和させるために法律的な概念を整理して、文化・伝統的に違うところを許容しながらも共通項をどうやって法制的にしていっていかみたいな、そういう議論のできる人たちというのは絶対今求められています。今の若い人たちに「おまえ、スーパーマンになって、そういうのが全部できるような人間になれよ」と言ってもちょっと厳しい状態なんです。

そうすると、ぜひとも我々役人もどンドン、大阪府の自治体だけでなしに、もっと政府ともいろんなところで連携して、共同で事業をやったり、課題を示して演習をやったり、オーバードクターの人を短期で期限つきで採用したことはあるんですけども、何らか人の交流なんかをして、現役の段階からかなりト

レーニングをされた人を送り出していただく。となると、多分企業なんかでも結構助かるんじゃないかと思えます。

すいません、ちょっと長くなりました。思いのたけを述べさせていただきました。

【竹中】 問題はやっぱり教員です。例えば優秀な学生を府や中央省庁に送り込んで鍛えてもらうというのは幾らでもできると思うんです。その時、それでは教員は一体何をやるか。教員はやはり既存の学問体系を身につけているというのが1つの売りなんです。『今ではそれは通用しないんだ』と言われたところで教員の仕事が終わってしまって、もう1回それこそ教員のリカレント教育をやらなきゃいけないような状況になりかねないですよ。私なんかはきちんとした実定法の教育を受けていないので、その点では柔軟に対応できるんでしょうけれども、多くの先生方はやはりそれぞれの法分野できちんとした教育を受けて、そこできちんとした思考ができるというのが売りなんです。その先生たちの持っている力というのをどういうふうに生かせるのか、そこが問題だと思うんです。

【高田】 ちょっと縁遠い話になるかもしれませんが、先ほど村中先生のお話にございましたけど、何で法学というものが幅広く受け入れられ、つぶしがきくのかというその辺の説明で、非常におもしろいことに、特にヨーロッパの中央部ですね、日本もそれを受け入れましたけど、要するに社会の中でのし上がっていく人、それがお役人であろうが、法曹であろうが、あるいは民間であろうが、結局民法学を中心とした法律学を身につけている人が何か偉くなっていくという、これはなかなか考えてみたらおもしろい現象で、結局それはなぜそうなのかという、要するに森羅万象について包括的にとらえられると同時に、個別の問題に対して具体的に解決も提示できるという、そのフィードバックができるという、その一番完成度の高い思考体系というのが民法学だという、やっぱりそこがあって、19世紀以来、それが1つのエリート養成学になってきたというところがありますよね。

だから、今の竹中研究科長の話を引き継ぐとすると、その基本形というのは我々の1つの強みで、つまり具体的な問題を発見しつつ、それに対して適切な回答を考えながら、しかし、それはトータルとして社会システムとしてどうなっていくかという、視線を往復させてという、ここがやっぱり法学の一番の肝要なところだと思うので、そういう能力のある人というものを今後ともつくっていく必要があるし、基本的に法学教員というのはそれを身につけているはずの——はずと申し上げますけど——人間ですから、それに対してサポートはできるんだろうということはありません。

しかしながら、先ほどからお話ございましたように、鈴木委員からお話がありましたように、特に最近思いますのは、その教育が、従来は既存の法体系を前提にして、それについてどのような解決を与えてきたかという過去の事例を見ながら、それで勉強していくというのが我々の基本的なスタイルだったということですね。歴史的に考えてみると必ずしもずっとそうだったわけではなくて、特に戦後のごたごた期なんていうのは、振り返るべき蓄積というのがどれだけあったかというので、相当自由度が高かったのもう少し柔軟な発想していたのかもしれませんが、やっぱり戦後時間がたつてきますと蓄積が増えてきたので、学ぶべきものが増えてしまったので、結局学生レベルに落として言いますと、凡例がどうなっているとか、そういう話を基本的に勉強するようになっていくという、そこがやや、ある種ダイナミズムを失っていくところには多分なっていると思うんです。

先ほど非常に印象深くお話いただきまして、中央レベルで行われている今のニーズということを教えていただいたんですけど、高橋教授を中心として、我々もマッセとかで地方の公務員の方にも接するんですけど、従来ですと公務員さんというのは、基本的に自治省で大体こんな感じですよという枠をお決めい

ただ、その範囲内で地方のニーズに合わせて対応していくという、そういうことが多かったんですけど、このごろはそれではやっていられなくて、もちろん歴史を振り返れば70年代あたりから地方が先行して、例えば大阪地区なんか先端的な事業をやっていて、新しい法制度も考えて、むしろ国を引っ張ったという歴史がもちろんあって、力のある自治体はそれをやってきたわけですけど、別に力があるが、大きなところじゃなかろうが、あらゆるところが自分たちで考えていかなきゃならないと。つまり「既存の枠組みで何をしますか」じゃなくて、「我々としてこの問題を解決しようとする、ということが出来ますか」というのが、中央だけじゃなくて地方の公務員レベルにも求められていると思うんですよね。具体的に問題を発見して、それに対してどういう対処をするのかということが、多分中央だけじゃなくて地方にも求められている。おそらくそういう側面は、産業構造が変わっていくので民間にも求められるんだろうと。

ですから、我々として、教育もどこまで具体的にできるかわからないんですけど、既存のものを前提としないで、むしろ既存のものではない問題設定をして、「君らなら、過去はこうだけど、どうする？ 今」という、これをやっぱり鍛えていくという必要は多分あるんだろうと思います。そこは、その能力をどう喚起してやれるかというのが1つ課題で、ちょっと抽象的になってしまうんですけど、そういう形での教育といたしまして、答えのない、それこそ私自身もわからない質問を投げかけて学生から意外な回答を待つというような、そういうような機会をつくっていく必要があるんだろうなと。また、それが非常に学生自身にとっても力がつくだけじゃなくて、端的におもしろいと思うので、それもやりたいですし、そういうものの中に我々としてはいろんな機会、つまり外部連携のようなものうまく組み込んで、我々が頭の中で考えたそういう突拍子もない質問というのも限度があるので、本当に社会のほうももっと突拍子もないですから、そういうものと接していきたいなと思います。

【鈴木委員】 ぜび、先ほどTPPとか国際的な法律の調和と言いましたけど、分権の動きもいつ実現するかわかりませんが、本当に道州制になって地方分権が進んだら、ある地域、AとBが違う条例を制定して、憲法に反しない限りそれで良しとする複数制度ができる可能性もあります。東京と大阪は全然状況も違うわけですから、そういう中で、従来はお国が法律を作って、通達して、解釈通達を県がつくって市町村へ下す。分からないと全部国へ照会して、また返事が返ってくるような世界が、「いや、うちはちょっと違うもんね」という世界になった時に、条例制定という意味での立法をしなきゃいけない時に、「全国に例がないけど、うちでやっちゃいましょう」みたいな話がちゃんとできる人、それは自治体の中でも教育して育てるんでしょうけど、その素養をかなり高めている人を輩出していただくということだと思います。

竹中先生がおっしゃるように、体系的に学んできた教員の方があって、それは技術の世界でもそうで、アナログの時代に電話交換機を勉強した人も、一応大学の教授になるとデジタル交換機を教えなきゃいけないんですよね。それは先生が勉強するのと、それをわかっている若い教員を採用することと、それと、わからない分野は外部の人を連れてきて、その人に教えてもらったり、ディスカッションさせたりする。でも、交換機の原理は分かっていると、あとは、それはアナログ的に言っているか、デジタル的に言っているかという話なので、従来の体系をきちっと理解された先生が、憲法から来て、民法があって、あるいは商法があって、行政法があって、その特別法としてこういうのがあってという体系が分かっている、基本が分かっておられれば、多少外からの連携という意味で、事実を知っている人を連れてきて「この問題を考えてごらん」と言われた時に、あまり突拍子もないことを考えたら、「それはちょっと無理じゃないか」

とか、「それだったら、今の法制的に生かせるから」みたいな形で教育はできるのではないかという気はします。

【幸田委員】 今、鈴木委員からお話があったように、実は分権というのは、私は今の国の法規の規律密度をもっと下げていく問題だと思うんですね。多分、独自性を与えれば与えるほど活躍できる分野が高くなってきて、高橋先生がおっしゃるように実際の問題に則してソリューションを与える力が必要になってくるんですね。ただ、その時に、じゃ、何が要るんだろうという、多分技術的なこともそうなんだけど、より重要なのは思考できる能力だと思うんですね。

たまたま、今、白熱教室でサンデル先生が随分いろんなことをやっていますよね。この間も東北大学でサンデルが授業をしていたのを見ていたんですけど、ボランティアが命を賭して、究極の選択ですね、人を助けるべきなのか、自分が逃げるべきなのかとかね。実はそういうことが実際に考えられる力、それは実は大学で多くの思考体験をすることによって生み出されることが多いと思うんですね。ぜひそんな機会をたくさんつくっていただいたらありがたいなと思っています。

【村中委員長】 ありがとうございます。

【林】 正面からいろいろ意見の交換がありまして、非常に個別の法学、阪大法学部・法学研究科を越えたところでいろいろ大きな議論になったと思いますが、残念ながら8時までとこの会場の制限がございまして、委員長の許可を得て、一応これにて。

それでは、このまま締め言葉に入らせていただきますが、本当に自由闊達といいますか、非常に率直なご議論ありがとうございました。本当にお忙しい中、いろいろご意見をいただきましたことに感謝いたします。本当にどうもありがとうございました。

— 了 —